

成績不振者の基準について  
(平成30年度5・6年次適用)

(平成27年 2月18日 教授会承認  
 平成27年 4月 1日 施行  
 平成28年10月26日 改正  
 平成29年 4月 1日 施行)

以下に該当する者を成績不振者とし、進級判定・卒業認定制度2の⑤の(3)、及び3の②の(3)に基づき、教授会において総合的に審議する対象として取り扱う。

学年	総ユニット	欠点科目ユニット
1	59	6以上
2	62	10以上
3	52	8以上
4	54	6以上
5	57	6以上
6	74	7以上

なお、下記科目の欠点及び条件が満たされない場合は、欠点科目ユニット数にかかわらず、成績不振者として審議対象とする。

記

学年	科目及び条件
1	「運動器」
4	共用試験(「CBT」, 「OSCE」)
6	「OSCE」 「学力統一試験」 ※「一般問題」「臨床問題」「必修問題」のいずれかが、60点未満

以上